

少子化要因調査・分析事業業務委託 企画提案書仕様書

この企画提案書仕様書は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「少子化要因調査・分析事業業務委託」（以下「本業務」という。）において、委託候補者を選定する企画提案競技の実施にあたり、企画提案競技に参加する者が企画提案書を作成する上で必要となる事項を定める。

1 業務の目的

本県の合計特殊出生率や出生数など少子化に関連する指標が全国平均と比べても低位で推移していること及び県内市町村においても格差が存在することから、県内市町村における地域間格差の要因を分析するほか、本県と条件が類似する県外市町村との格差の要因を分析し、グラフやマップ等によって可視化（見える化）することにより、今後、地域の実情に即した効果的かつ効率的な少子化対策等に反映していく基礎資料とする。また、分析結果を県と市町村で共有することにより、広域的な連携を含め、市町村における地域特性を生かした施策の検討を後押しし、県全体として少子化対策の底上げを図る。

2 業務の委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

3 委託業務の内容

- (1) 合計特殊出生率に影響を与える社会経済的・施策要因の把握・分析及び県内・外市町村の地域間格差の分析・比較

合計特殊出生率に影響を与えると想定される社会経済的・施策指標を各種統計調査等から抽出して、中間要因（※1）との関係性を検証するための統計分析を行い、合計特殊出生率に影響を与えるいくつかの「指標グループ」に縮約（※2）する。さらに縮約した「指標グループ」を市町村ごとに得点化し、可視化（見える化）（※3）することによって、県内各市町村の地域間格差の要因を分析する。

併せて、県外市町村から合計特殊出生率が高い団体等を地域や人口規模などのバランスを考慮して10団体程度選定し、同様の分析を行い、県内市町村と比較する。

なお、指標の選定及び指標グループの縮約については、有識者（3名程度）からの意見を聴取し、県と協議して実施することとし、有識者の選定については、県と協議して決定する。

※1 中間要因とは、合計特殊出生率を要因ごとに分解した「結婚要因（有配偶率要因）」及び「夫婦の出生力要因（有配偶出生率要因（第1子要因、第2子要因、第3子以上要因別）」を指す。

※2 「指標グループ」への縮約について

- ・合計特殊出生率に影響を与えていると想定される要因（社会経済的要因等）別に、社会経済的・施策指標を抽出。
- ・抽出した社会経済的・施策指標について、主成分分析を用い、いくつかの「指標グループ」に縮約。

【「指標グループ」の例】

所得・正規従業員数割合・完全失業率等を指標グループ「地域の働く力」に縮約する 等

※3 指標グループの得点化と分析結果の可視化（見える化）について

- ・指標グループがそれぞれの中間要因に対してどのように影響を与えているか分析する。
- ・市町村ごとにそれぞれの指標グループを得点化して、地域間格差を分析し、グラフやマップ等に表す。なお、「見える化」の手法については、「ふじのくに少子化突破戦略事業」（静岡県）、「岡山県出生率地域格差要因分析業務」（岡山県）等を参考とすること。

(2) 県内市町村ごとの統計数値に現れない要因を調査分析

県内市町村のうち、特徴的な市町村を抽出し（5団体程度）、学術的な視点から上記有識者の意見を聴取しながら、統計数値などに現れない地域の慣習や意識などの調査項目を定め、調査・分析する。

- ・調査・分析手法の詳細及び調査対象とする市町村は、調査の前に有識者と県を含めた調査に関する検討会議を開催し決定する。
- ・ミーティングや個別ヒアリングなど各地域における現地調査を必ず行う。そのうち少なくとも最初の1回は有識者のうち1名以上を同行し、現地で調査の進め方について確認しながら進める。

(3) 分析報告書の作成

ア 前記（1）で「見える化」した分析結果と、上記（2）の調査・分析結果のほか、県が別途実施する市町村の施策の実施状況調査や県民の結婚・出産・子育て等についての意識調査の結果等も取り込んだ総合的な分析を、上記の有識者の監修や指導の下で行い、その上で報告書の内容を決定する。また、報告書の作成に当たって、専門的な統計用語や手法等については、必要に応じて解説を付記すること。

イ 分析報告書をA4判カラー100ページ程度にまとめる。

ウ 分析報告書を100部印刷及び製本する。

エ 分析報告書の電子媒体（CD-ROM）一式を提出する。

(4) その他

上記有識者の旅費及び謝金については、本件委託金額に含むものとする。

4 その他留意点

- (1) 業務内容の実施にあたっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うこと。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならないものとする。ただし、予め

県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。

(3) 本業務の実施にあたり、著作権、肖像権や個人情報扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

(4) 前記3の業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図ること。

5 概算払

受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。

6 実績報告

委託事業が完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書、その他県が指示する資料等を提出すること。